

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）募集停止期間等の取扱基準

平成 27 年 3 月 30 日

担当理事決裁

### （募集停止期間の基準）

第 1 条 海外留学支援制度（協定派遣）実施規程及び海外留学支援制度（協定受入）実施規程（以下「各実施規程」という。）第 15 条に定める，在籍大学等又は受入大学等（以下「大学等」という。）に対する募集を停止し，派遣又は受入プログラムの申請を受け付けない措置（以下「当該措置」という。）を行う期間（以下「募集停止期間」という。）については，原則として下表の基準によるものとする。

### 募集停止期間の基準

区 分		募集停止期間
1	偽りその他不正行為（海外留学支援制度（短期派遣・短期受入れ）及び留学生交流支援制度（短期受入れ・短期派遣）に係るものを含む。以下同じ。）が組織的かつ恒常的に行われている。	4 年以上 5 年以内
2	偽りその他不正行為が組織的又は恒常的に行われている。	2 年以上 3 年以内
3	1 又は 2 に該当しないが，偽りその他不正行為が行われている。	1 年以上 2 年以内

2 過去に当該措置を受けていない大学等に対しては，前項に規定する各区分の募集停止期間のうち最も短い期間を適用することとし，過去に当該措置を受けている大学等に対しては，前項に規定する各区分の募集停止期間のうち最も長い期間を適用することとする。

3 当該措置を行った場合であっても，その原因となった不正行為が判明した年度以前に採択された派遣又は受入プログラムについては，各実施規程第 15 条ただし書きにより，奨学金支給対象者の登録の申請を受け付けるものとする。

### （機構による改善状況の確認）

第 2 条 当該措置を受けた大学等（以下「当該大学等」という。）の派遣又は受入プログラムが募集停止期間終了後最初に採択された年度については，当該大学等の事務処理体制及び管理体制の改善状況を確認する期間（以下「確認期間」という。）として，当該大学等の派遣又は受入の全ての採択プログラムについて，当該年度の募集要項に基づいて機構が決定する奨学金支給割当人数の  $1/2$  の範囲内（小数点以下が生じる場合は小数点

以下切り捨て)に削減して割り当てることとし、機構による改善状況の確認を受けるものとする。

2 確認期間の開始から終了までの間、機構は次の各号により改善状況の確認を行った上、確認期間を解除するものとする。

- (1) 事務処理体制の改善状況を確認するための書類の徴収
- (2) 管理体制の改善状況を確認するための実地調査、ヒアリング
- (3) 再発防止に向けた報告書、誓約書等の徴収
- (4) その他当該措置の要因に応じて必要な改善事項の確認

(募集停止期間及び確認期間の延長)

第3条 当該措置により機構に返納が必要な額について返納が未了の場合は、第1条の規定に拠らず、返納が完了するまでの間、募集停止期間を5年以内の期間で更に延長できるものとする。

2 第2条第1項に定める確認期間中に、制度を適切に実施するための事務処理体制及び管理体制が確認できない場合は、確認期間を更に1年延長できるものとする。

(募集停止期間及び確認期間に係る通知及び公表)

第4条 募集停止期間及び確認期間について次の各号に該当するとき、機構は当該大学等に対し、遅滞なく通知するものとする。

- (1) 各実施規程第15条の規定により当該措置を講ずるとき
- (2) 第2条第1項の規定により確認期間を開始するとき
- (3) 第3条第1項の規定により募集停止期間を延長するとき
- (4) 第3条第2項の規定により確認期間を延長するとき

2 第1項の規定により通知を行った場合、当該期間中、機構はホームページ上に当該大学等の名称及び当該措置の期間等を掲載し、当該大学等が募集停止期間中又は確認期間中であることを公表するものとする。